

指定通所介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規定は、医療法人社団優和会（以下「本会」という。）が開設する「デイサービスセンターあそぼ」（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を決め、事業所の生活相談員及び看護師等の看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「通所介護事業」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護事業所を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の通所介護事業は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実地にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービスセンター あそぼ
- 二 所在地 千葉県南房総市千倉町平館 640 番地の1

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 通所介護従業者
通所介護事業所は、指定通所介護の業務にあたる。

生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1名以上

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画を行う。

看護職員 営業日ごとに1人以上

看護職員は、利用者の日々の健康状態をチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて（月曜日から土曜日5人以上）
（日曜日2人以上）

介護職員は、利用者の入浴、排泄、食事等の介助及び援助を行う。

機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのにおいて必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

調理員 5人（1人は常勤、4人は非常勤）

調理員は、献立に基づき、食事を調理し配膳を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から日曜日まで（年末年始の5日間を除く。）
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前9時00分から午後4時30分までとする。
（送迎時間は含まない）

（指定通所介護の利用定員）

第6条 事業所の定員は、月曜日から土曜日までは1日33名とする。
日曜日は1日20名とする。

（指定通所介護の内容）

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者又は利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に挙げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に挙げるものの、うち本会と利用者等の相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体の介護に関すること

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. 通院等の介助その他必要な身体の介助

二 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

三 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ア. 準備、後始末の介助
- イ. 食事摂取の介助
- ウ. その他必要な食事の介助

四 アクテビィティ・サービスに関すること

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助（支援）や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス（訓練）及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

- ア. レクリエーション
- イ. グループワーク
- ウ. 行事活動
- エ. 体操
- オ. 機能訓練
- カ. 休養（養護）

五 送迎に関すること

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

六 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ア. 日常生活動作訓練の相談、助言
- イ. 日常生活自助具の利用方法の相談、助言
- ウ. 住宅改修に関する相談、助言
- エ. その他の必要な相談、助言

（指定通所介護の利用料等及び支払いの方法）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときはその1割とする。

2 通所介護にかかる食材費及び、食事代については、次の額を徴収する。

- 一 普通食（食材料費） 500 円
- 二 おやつ代 150 円

* 食事代（個人負担）＝500 円＋150（おやつ代）＝650 円

- 3 通所介護にかかるオムツ代、尿取りパット等については実費とする。
- 4 その他のアクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収する。
- 5 第1項から第6項までの費用の支払いを受ける場合については、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する文章に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 6 指定通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は金融機関口座振込み等により納付するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、南房総市（千倉町、白浜町、旧丸山町、旧和田町）、館山市の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- 第10条 利用者は入浴サービス・給食サービス・機能訓練サービス・送迎サービスなどの指定通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 2 利用者は、サービス提供を受けるにあたり、事故防止のため職員の指示のもとに行う。
 - 3 利用者は、都合によりサービスを利用しないこととなった場合、前日の午後5時までに電話等により事業所に連絡することとし、連絡のない場合はキャンセル料として500円を支払うものとする。
 - 4 利用者は、故意により、施設、設備及び器具を破損した場合は弁償するものとする。
 - 5 所要時間による区分の取扱いについては、通所介護計画上、7時間以上9時間未満の通所介護を行っていたが、当日の利用者の心身の状況から、6時間の通所介護を行った場合には、7時間以上9時間未満の通所介護の単位数を算定する。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(指定通所介護の利用契約)

第13条 本会は指定通所介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して通所介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用契約の締結はサービスの開始後でも差し支えないものとする。

(衛生管理及び通所介護従事者等の健康管理)

第14条 事業所は通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を実施する等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(秘密保持等)

第15条 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業者は、通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

附則

1. この規定は、平成19年9月16日より施行
2. この規定は、平成22年4月1日改正
3. この規定は、平成23年7月20日改正
4. この規定は、平成23年9月1日改正
5. この規定は、平成24年4月1日改正

